

第3回 埼玉県県庁舎再整備専門家会議 結果概要

- 1 日 時 令和6年6月6日（木） 10:00～11:10
- 2 場 所 オンライン会議（稲継会長及び県職員委員は庁議室から参加）
- 3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 議 題 (1) これまでの会議の振り返り
(2) 県庁舎再整備に当たり求められる機能について
 - ① 利便機能（県民利用、魅力発信、共創等）
 - ② 環境性能
 - ③ 危機管理（防災、セキュリティ）(3) 県庁舎の位置について
- 5 会議内容 別紙のとおり

第3回 埼玉県県庁舎再整備専門家会議 結果概要

【内容】

これまでの会議の内容について事務局から共有。県庁舎再整備に当たり求められる機能及び県庁舎の位置について、各委員のご意見を聴取した。

1. これまでの会議の振り返り

- ・ 資料P2からP6までについて、事務局から説明。
- ・ 委員から特に質問、意見はなし。

2. 県庁舎再整備に当たり求められる機能について

(1) 事務局から資料の説明

- ・ 資料P7からP34までについて、事務局から説明。

(2) 委員からのご発言

○ 委員①

- ・ 利便機能を検討する際には、フレキシビリティ（柔軟性）の視点を考慮することが重要である。
- ・ フェーズフリーの考え方は重要であり、利便機能の検討の際に取り入れてほしい。
- ・ コワーキングスペースの設置はよいアイデアである。スタートアップ企業向けのシェアオフィスのスペースを設けている自治体もあり、参考にしてほしい。
- ・ 本年1月に発生した能登半島地震では、発災直後から石川県庁に住民が避難したと聞いている。また、中央省庁から職員が派遣され、災害対策室を設置したが、会議室のスペースが不足した。
- ・ 新庁舎において、職員間のコミュニケーションや対話の機会を促す方針なのであれば、そのためのスペース確保と有事の際のスペース確保の双方を見据えた空間設計が必要である。
- ・ 災害時の住民避難の規模想定に関する検討も必要であり、フェーズフリーの考え方が重要である。
- ・ 石川県庁では、震災前からテレワークを実施し、県職員が県内自治体に向向いて仕事をし、市町村職員との関係性を構築していた部署があった。その関係性が、災害対応業務に役立ったとのことであったため、参考にしてほしい。

○ 委員②

- ・ 情報発信スペースやコワーキングスペースを設けることはよい取組である。
- ・ 自治体の中で、ESG投資のうちS（社会）の部分について取り組んでいる

事例が少ないと感じている。労働環境、人権、地域社会、紛争、健康、安全、雇用、人材、ダイバーシティ等について議論ができるようなコワーキングスペースを設置することは意義深い取組であると思う。

- ・ コワーキングスペース等は、低層部へ設置した方がよいのではないか。
- ・ 埼玉県ならではの、社会をどう考えるかという場所は県庁が担うことに意味があると思う。
- ・ 情報発信スペースについては、シンガポールの事例が興味深かった。都市全体のモデルがあり、公共スペースについて統計的に見ることができた。森ビルも、虎ノ門や六本木において類似した取組を実施しているが、埼玉県全域について知ることができるモデルを庁内に設置したら面白いと思う。
- ・ 有事の際に、避難者が県庁者へ殺到した場合、行政機能が麻痺してしまう危険性がある。県庁までの交通導線や避難経路について、都市計画として考えていく必要がある。
- ・ 中圧ガスや水の確保等、インフラのバックアップについて、建物の構造的な耐震機能と併せて考える必要がある。
- ・ 開かれた庁舎は重要であるが、一方で行政機能としては、セキュリティの確保も重要な課題である。また、テレワーク等の職員の働き方改革を促進するためにはセキュリティシステムと働き方を連携させる必要がある。
- ・ 顔認証等、先進的な技術を見据えて、セキュリティの検討をすべきである。

○ 委員③

- ・ コワーキングスペースや官民共創スペースの設置は重要である。一方で、設置場所について、敢えて庁舎外に設けるとの選択肢もあると思う。例えば、民間の建物を借りて、本庁から離れた場所で、県庁としてコワーキングスペース等を提供した方が、県民にとって発言しやすい空間づくりを実現することができ、本当の意味の官民共創に取り組むことができる可能性がある。
- ・ ZEB Ready の達成のためには 10%前後の費用増が見込まれるとのことであったが、この 10%費用増分を飲み込むような形で県庁舎のスペース全体をスリム化し、コストがかさまない工夫をすることができるのではないか。

○ 委員④

- ・ 求められる 3つの機能に分けて検討することは重要である。一方で、それぞれの検討内容の一部がバッティングしたり、併せて検討することによりシナジーが生まれたりする可能性もあるため、最後には統合的な視点に立って考えることも重要である。
- ・ フェーズフリーは重要なキーワードである。利便性の観点で機能しながら、同時に危機管理にも寄与するなど、1つの機能を高めていくことが、他の機能を高めていくとの視点についても検討すべきである。
- ・ 民間企業では、有事に本社機能を、離れた研修施設へ移す運用をしている

例もある。現在検討しているコワーキングスペースについても、利便機能高めながら、災害対応につなげるような検討ができると思う。

- ・ 環境機能として検討した太陽光が有事の際の危機管理にも重要であり、利便性向上につながるということがあるだろう。

○ 委員②

- ・ 最近、行政では重ね合わせて機能を考える事例が多い。単一機能のみを考えた場合、利用率が低くなる場合がある。機能をコンパクト化するための重ね合わせについても議論することが必要ではないか。
- ・ 建築設計において ZEB と WELL という概念があるが、相反することがある。例えば、WELL の認証を取ろうとすると、採光や自然換気を重視する。しかし、ZEB 上は自然換気や開口の多さはマイナスに作用する。ZEB の達成より、職員の幸せや健康を上位概念において、建築空間を検討すべきである。

○ 委員⑤

- ・ 自治体が設置している官民共創スペースを見に行く機会があったが、会員制であり、県民との交流スペースとしては、広さも不十分であるとの印象を受けた。県民全体に本当に開放されたスペースを作ろうとした場合、外に借りる、外につくる等の方法について検討する必要があるだろう。
- ・ 有事の際は、電源供給のみならず、水等のインフラ供給やデータバックアップの冗長化が重要である。
- ・ テレワーク時のパソコンの利用については、シンクライアント端末等、セキュリティ上問題のない端末を使用することが絶対条件である。
- ・ 資料における 3 つの機能の記載順番が、利便機能、環境性能、危機管理の順番になっているが、危機管理は極めて重要である。上の方の順位にした方がよい。ZEB も検討しなくてはならない事項であるが、職員のウェルビーイング向上には必ずしも直結しないと考えている。環境性能は、危機管理機能よりは劣後すると考えており、機能の記載順番を変更してほしい。

○ 委員⑥

- ・ ゾーニングについて、県庁舎内にサーバー室を設置すること自体から見直すべきだろう。クラウド等の活用は、危機管理や通常時のバックアップにもつながるため検討が必要である。また、通信手段の二重化についても記載すべきであると考ええる。

3. 県庁舎の位置について

(1) 事務局から資料の説明

- ・ 資料 P35 から P45 までについて、事務局から説明。

(2) 委員からのご発言

○ 委員③

- ・ 「来ない県庁」を進めている中で、P41に記載されている「住民の利用」が具体的にどのような利用かについて、整理すべきである。来庁者の目的（手続、官民共創のためのディスカッション等）やその目的のために、そもそも来庁すべきかについても整理をしてほしい。
- ・ 現在 P43 に記載されているメリット・デメリットには様々な要素が含まれているため、今後要素ごとに分けて検討すべきである。住民にとっての利便性と職員の利便性は、分けて考えるべきである。また、建築や災害対策に関するメリット・デメリットも分ける必要がある。

○ 委員⑥

- ・ 移転のメリットとして、「移転先で新たな街づくりが進む」との記載があるが、「来ない県庁」を推進している中、将来的に街づくりに寄与するか疑問である。
- ・ 現在、3,000人程度の職員が県庁者に登庁しており、県庁は地域経済や政治の中心の役割を担っているが、今後、手続のオンライン化等がさらに進むことにより、その役割が大きく変化するだろう。将来の県庁のあるべき姿を想定した上で県庁舎の位置について議論する必要があると考えている。

○ 委員②

- ・ 現在地で建替えを行う場合、近隣住民にとっての周辺環境の変化を考慮することも重要である。特に、現在の庁舎は緑地が豊富であるが、建替後の、緑地の考え方や近隣住民への配慮についても、現在地建替えと移転のメリット・デメリットを考える際に検討すべきである。

○ 委員④

- ・ 現在地建替えと移転のメリット・デメリットを整理する際に、求められる3つの機能と紐づけて考えた方がよい。環境性能の観点から、県庁舎の位置を検討することも必要と考える。
- ・ 県民との交流スペースを県庁舎の中に設けるかサテライトとするかなど、利便機能をどのようにしていくかによって、県庁舎の位置の検討内容が変わると思う。

○ 委員⑤

- ・ 県庁舎の位置は、県民や、県民の代表である県議、県民によって選出された県知事によって決定されるべき事項である。

(以上)

第3回 埼玉県県庁舎再整備専門家会議 出席者名簿

氏名	所属等	備考
稲継 裕昭	早稲田大学 政治経済学術院 教授	会長
小堀 哲夫	建築家・法政大学デザイン工学部建築学科 教授	副会長
稲水 伸行	東京大学 大学院経済学研究科 准教授	
堀口 幸生	埼玉県企画財政部行政・デジタル改革局長	(職指定)
三橋 亨	埼玉県総務部人財政策局長	(職指定)

※敬称略

※櫻井美穂子委員（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員 准教授）についてはご欠席のため、事前に事務局から意見聴取を実施した。